

〇〇地区災害時要援護者支援協議会規約（例）

（名称）

第1条 この組織は、〇〇地区災害時要援護者支援協議会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は、地域の相互扶助精神により、高齢者や障害者など災害時の避難に際して特に支援が必要な人（以下「災害時要援護者」という。）を日頃から地域で把握し、災害時には迅速で的確な支援を行うことを目的とする。

（事務所の所在地）

第3条 本会の事務所は、姫路市〇〇町〇番地【地域の公民館や本会の会長の住所等】に置く。

（活動）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 災害時要援護者情報の収集
- (2) 災害時要援護者台帳の作成
- (3) 避難支援行動の検討
- (4) 救急医療情報キットの配布
- (5) 平常時の見守り
- (6) その他目的達成のために必要な事業

（会員）

第5条 本会の会員は、〇〇地区を活動範囲とする地域団体の役員等とする。

（役員）

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) 会計 〇人
- (4) 監事 〇人

2 役員任期は、〇年とする。ただし、再任することができる。

3 会長は、地区連合自主防災会長をもって充てる。なお、副会長、会計及び監事は総会において選任する。

（役員の仕事）

第7条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 会計は、本会の運営に伴う経理事務を担当する。

4 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

（会議）

第8条 本会に総会及び役員会を置く。

（総会）

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、主な会員が出席する会議の中で、本協議会の内容について各会員に伝達される場合は、その会議を総会に代えることができることとする。また、必要がある場合

は、臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 災害時要援護者に関する避難支援行動の検討
- (3) その他特に必要と認めたこと。

(役員会)

第10条 役員会は、第6条に掲げる役員をもって構成する。

2 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他、役員会が特に必要と認めたこと。

(規約等の届出)

第11条 会長は、規約若しくは役員を定めたとき又は変更が生じたときは、速やかに姫路市に届け出なければならない。

附 則

この規約は、平成24年〇月〇日から施行する。